

京 都 大 学 環 境 安 全 保 健 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 (略) (業務)</p> <p>第2条 機構は、環境安全保健業務を推進する全学組織として、次の各号に掲げるセンター(以下「各センター」という。)と活動の連携を図り、各センターに係る次項各号に掲げる業務を総合的かつ効果的に行う。</p> <p>(1) <u>放射性同位元素総合センター</u></p> <p>(2) <u>環境保全センター</u></p> <p>(3) <u>低温物質科学研究センター</u></p> <p>(4) <u>保健管理センター</u></p> <p>(5) <u>カウンセリングセンター</u></p> <p>(6) <u>医学研究科附属ゲノム医学センター</u></p> <p>2 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>教育訓練、講習会、公開講演会の実施その他啓発活動に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学内及び監督官庁その他学外の関係機関等との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>資格試験、セミナーの受講等の指導・助言等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>放射性同位元素等管理委員会及び組織換えDNA実験安全委員会に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他機構長が必要と認めること。</u></p> <p>3 施設・環境部は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>4 各センターは、機構が行う第2項各号に掲げる業務の支援を行う。</p> <p>第3条 (略) (運営委員会)</p> <p>第4条 機構に、機構の運営及び業務に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。</p> <p>第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 機構長</p> <p>(2) 安全管理担当の理事</p> <p>(3) 各センターの長</p> <p>(4) 部局長 若干名</p> <p>(5) <u>施設・環境部長</u></p> <p>(6) <u>各センターの教授のうち機構長が必要と認めた者 若干名</u></p> <p>(7) <u>その他機構長が必要と認めた者 若干名</u></p> <p>2 前項第4号、第6号及び第7号の委員は、機構長が委嘱する。</p>	<p>第1条 (同左) (業務)</p> <p>第2条 機構は、環境安全保健業務を推進する全学組織として、次の各号に掲げる<u>業務</u>を行う。</p> <p>(1) <u>環境安全保健に関する業務の推進及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>事業場(京都大学安全衛生管理規程(平成19年達示第8号。以下この号において「安衛規程」という。)第9条第1項に定めるものをいう。)又は部局(安衛規程第2条第7号に定めるものをいう。)における環境安全保健に関する業務の支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>環境安全保健に関する教育訓練、講習会その他啓発活動に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他環境安全保健業務に関し、機構長が必要と認めること。</u></p> <p>2 環境安全衛生部は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>3 放射性同位元素総合センター、環境保全センター、低温物質科学研究センター、保健管理センター、カウンセリングセンター及び医学研究科附属ゲノム医学センター(以下「各センター」という。)は、第1項各号に掲げる業務の支援を行う。</p> <p>第3条 } 第4条 } (同左)</p> <p>第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 機構長</p> <p>(2) 安全管理担当の理事</p> <p>(3) 各センターの長</p> <p>(4) <u>部局長又は部局の安全衛生推進者 若干名</u></p> <p>(5) <u>環境安全衛生部長</u></p> <p>(6) <u>その他機構長が必要と認めた者 若干名</u></p> <p>2 前項第4号及び第6号の委員は、機構長が委嘱する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 第1項第4号、<u>第6号及び第7号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 運営委員会は、委員（海外渡航中の者を除く。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。</p> <p>第8条 } (略)</p> <p>第9条 } (機構に関する事務)</p> <p>第10条 機構に関する事務は、<u>施設・環境部</u>において行う。 (後 略)</p>	<p>3 第1項第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>第7条 }</p> <p>2 <u>運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。</u></p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>第9条 } (機構に関する事務)</p> <p>第10条 機構に関する事務は、<u>環境安全衛生部</u>において行う。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>